

岐阜市社会的居場所づくり事業業務委託事業者選定に係る  
公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この実施要領は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第7条の2の規定に基づき、生活困窮者で、ひきこもり・発達障がい・精神疾患などで人とかかわるのが苦手な方、自信を失っている方など、すぐに働くことが難しい方を対象に、生活習慣の立て直しや人との交流、軽作業等の職業体験等を行うことができる「居場所」を提供し、自己肯定感を醸成することで、段階を踏んで就労準備支援事業等へとつないでいく社会的居場所づくり事業を適切に実施するため、本業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 委託業務の概要

(1) 業務名

岐阜市社会的居場所づくり事業業務委託

(2) 業務の内容

別添の岐阜市社会的居場所づくり事業業務委託基本仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 履行期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

なお、契約締結日から履行開始日までは、引継ぎ等の業務準備期間とする。

(4) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(5) 契約者数

1者

(6) 予定価格

4,950,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

なお、参加については、単独又は複数が共同で応募することができるが、複数が共同で応募する場合（以下「共同体」という。）は、共同体の代表として市との連絡窓口となる代表者1者を選定すること。また、共同体を構成する全ての者が、次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する者でないこと。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 本プロポーザルに係る提出書類を提出した日から契約締結の日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定による資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置の対象でないこと。
- (5) 市町村税を滞納していないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (7) 過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）に、当該業務に類似する居場所事業（青少年の自立支援・健全育成など）又は福祉に関する相談事業（対人援助業務や相談支援事業など）を行った実績を有すること。なお、実績は、国又は地方公共団体からの受託に限らず、民間からの受託や自主事業等でも構わない。

#### 4 日程

内 容	日 程
募集期間（公告期間）	令和8年4月17日(金)～5月18日(月) 午後5時
質問の提出期限	令和8年4月27日(月) 午後5時まで（必着）
質問の回答予定日	令和8年5月7日(木)
ア 参加表明書等の提出期限	令和8年5月12日(火) 午後5時まで（必着）
イ 企画提案書等の提出期限	令和8年5月18日(月) 午後5時まで（必着）
審査（プレゼンテーション）	令和8年5月27日(水)（予定）
審査結果通知	最優秀者の選定後、速やかに通知する
契約の締結	令和8年6月中旬（予定）

※日程は、本市の都合により変更する場合があります。

※ア 参加表明書等、イ 企画提案書等の詳細は、次頁「5(1)①提出書類及び提出部数」を参照のこと。

#### 5 提出書類等

##### (1) 参加表明書等の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

参加表明書兼誓約書の提出をもって、本プロポーザル実施要領の記載事項に同意したものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（任意様式、代表者印及び辞退理由の記載を必須とする。）を提出すること。

① 提出書類及び提出部数

ア 参加表明書等

- ・参加表明書兼誓約書（様式1-1、様式1-2）・・・・・・・・・・1部
- ・暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書（様式2）・・・・・・・・・・1部
- ・提案者情報書（様式3-1、様式3-2）・・・・・・・・・・8部
- ・業務実績調書（様式4）・・・・・・・・・・8部

イ 企画提案書等

- ・企画提案書（任意様式）・・・・・・・・・・8部
- ・業務主任者情報（様式5）・・・・・・・・・・8部
- ・見積書（様式6）・・・・・・・・・・1部
- ・見積内訳書（様式7）・・・・・・・・・・8部

※各様式は、岐阜市ホームページにおいて入手可能

② 提出場所

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所3階  
岐阜市福祉事務所 生活福祉三課 担当：野中、堀（善）

③ 提出方法

- ア 前記「②提出場所」に、持参又は郵送すること。
- イ 持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除き、午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。
- ウ 郵送の場合は、「配達記録郵便」等、配達記録が残る方法を利用すること。

(2) 提出書類に係る留意事項

① 提出書類全般について

- ア 1提案者につき1提案とする。
- イ 提出書類は、原則としてA4サイズで統一すること。やむを得ず、異なるサイズの資料を入れ込む場合は、A4サイズに揃えて折り込むこと。
- ウ 各様式の1枚目に「様式○」、「企画提案書」のように様式番号等を記載したインデックスシールを貼付すること。
- エ 提出書類が欠けている場合又は必要部数を満たしていない場合は受け付けない。
- オ 提出書類には、評価の公平性を保つため、提案者を識別出来る情報（社名、ロゴなど）は記載しないこと。

② 企画提案書について

- ア 仕様書及び次頁「③企画提案書記載事項」に基づき、提案者の業務手法及び優位性を分かりやすく記載した企画提案書を作成すること。
- イ 企画提案書は、文字サイズを10ポイント以上とし、A4版・横型・20頁以内（表紙及び目次の頁数含む）・左上1か所綴じの印刷物とすること。

ウ 企画提案書に使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。

③ 企画提案書記載事項

以下の内容を盛り込んだ企画提案を行うこと。

項目	提案内容
1.支援実績	①過去5年間(令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)の実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所事業(青少年の自立支援・健全育成など)又は福祉に関する相談事業(対人援助業務や相談支援事業など)を行った実績</li> <li>※官民からの受託に限らず、自主事業でも構わない</li> </ul>
2.事業実施能力	①業務の運営に必要な業務従事者の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高い適性を有する人材を継続的に確保するための方策</li> <li>・業務従事者の離職防止及び長期雇用につなげるための方策</li> <li>・業務従事者の退社、事故など、不測の事態が生じた場合の人材確保や補充体制</li> </ul> ②業務の従事体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場での指揮・命令系統と職員との連携方法</li> </ul> ③人材育成・研修体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務従事者に対する研修体制、研修内容及びその実施方法</li> </ul> ④ コンプライアンス(法令遵守)の確保体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務従事者への法令遵守や守秘義務を担保する方策</li> </ul>
3.本事業の目的を達成するための手法及び方策	①企画提案 <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者が発揮できる強み、メリット</li> <li>・業務の効果(成果)の検証や分析方法、出口戦略の考え方</li> <li>・開設日、開設時間、実施場所等の基本的事項</li> <li>・支援対象者の自立に向けた手法・方策</li> <li>・福祉事務所や自立支援相談支援機関、各支援機関との連携手法</li> <li>・支援対象者の把握及び早期発見に向けた手法・方策</li> <li>・業務実施計画の目標値が達成できない場合の対応</li> </ul> ②創意工夫 <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象者の自立の促進や事務の効率化を図るための独自提案</li> </ul>
4.危機管理	①セキュリティ対策、緊急時の対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報情報の漏えい等、セキュリティリスクの認識と対策</li> <li>・事故等が発生した場合の損害賠償能力</li> </ul> ②業務遂行上のトラブル対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務上のミスや苦情等、日常的なトラブルや事故を回避するための方策</li> <li>・トラブル対応の手順や方法</li> </ul>

### (3) 提出書類の取扱い

- ① 受付期間後は、本市の同意なく応募書類の追加、訂正、差し替え又は再提出は認めない。
- ② 提出書類は、一切返却しない。
- ③ 提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ④ 提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- ⑤ 提出書類は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）に基づく公開請求により、個人に関する情報等の非公開とすべき部分を除き、公開されることがある。このため、企画提案書の作成にあたっては、公開の対象となることを前提に内容を記載すること。
- ⑥ 提出書類の内容について、別途確認することがある。

## 6 質問の受付及び回答

### (1) 質問方法

質問がある場合は、質問書（様式8）を電子メールにより提出すること。その際、件名を「岐阜市社会的居場所づくり事業業務委託に関する質問」とすること。

### (2) 質問書の提出先メールアドレス

fj-seikatsu@city.gifu.gifu.jp

### (3) 質問に対する回答方法

- ① 質問者を非公開の上、岐阜市ホームページにおいて回答を掲載する。
- ② 質問の内容により、本プロポーザル方式による事業者の選定にあたって公平性を保つことができないと岐阜市が判断した場合は、回答しないことがある。
- ③ 質問に対する回答をもって、実施要領等の追加又は修正をしたものとみなす。

## 7 審査の方法

### (1) 審査の基準

岐阜市が設置する岐阜市社会的居場所づくり事業業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が定めた評価基準に基づき、審査を行う。

### (2) 審査の方法

- ① プレゼンテーションを実施した上で、審査委員会において、企画提案書、見積金額その他の提出書類及びプレゼンテーションの内容を次頁「(3) 評価基準」に沿って審査し、合計点数が最も高い1者を最優秀者、次点の1者を優秀者として選定する。

なお、合計点数が最も高い者が2者以上ある場合は、審査委員会で協議を行い、最優秀者及び優秀者を選定する。

- ② 審査における基準点は、配点合計の6割とし、提案者の全てがこの基準を満たさない場合は、再度公募を行う。なお、提案者が1者の場合は、基準点を満たした際に、最優秀者として選定する。
- ③ 審査委員会の会議は、非公開で行う。
- ④ プレゼンテーションの実施時間は、1者につき20分以内とし、その後10分程度の質疑応答を行う。ただし、提案者数によっては、プレゼンテーションの持ち時間等を変更（短縮）する場合がある。
- ⑤ プレゼンテーションへの出席者は、1者につき3名までとする。
- ⑥ 提案内容の説明は提出した資料のみを用いて行い、説明支援機器等の使用は認めない。また、ヒアリングの追加資料及び企画提案書等に記載していない新たな情報の使用は認めない。
- ⑦ プレゼンテーションの実施順序は、参加表明書等の受付順とする。
- ⑧ プレゼンテーションの実施日時、場所等の詳細は、後日、文書にて通知する。

(3) 評価基準

- ① 評価項目に係る配点構成は、別紙「評価項目一覧表」のとおりとする。
- ② 評価点は、次の表のとおり5段階評価とし、それらの評価点に各評価項目の換算値を乗じて得た点数を合計して採点する。

評価	評価点数
A:とても優れている	5点
B:優れている	4点
C:普通	3点
D:あまり評価しない	2点
E:悪い	0点

- ③ 価格点は、最高点を10点とし、次の算出式を用いて行う。

$$\text{価格点} = 100 \times \left( \frac{\text{予定価格} - \text{見積金額}}{\text{予定価格}} \right)$$

※小数点第2位を四捨五入

(4) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、提案者宛てに文書にて通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。
- ② 審査結果は、岐阜市ホームページで公表する。なお、最優秀者については提案者名と点数を明らかにし、その他の提案者については匿名で点数を公表する。
- ③ 審査結果に対しての異議申立て等は、受け付けない。

(5) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 参加資格を満たさない場合

- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 見積金額が予定価格を超えている場合
- ④ 提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合
- ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ⑥ 本実施要領、関係法令及び担当者が指示した事項に違反する場合

## 8 契約締結に向けた協議

最優秀者と岐阜市は、契約締結に向けて仕様書の細目について協議を行う。その際、岐阜市は、必要に応じ最優秀者の提案に対して修正を求めることができるものとし、最優秀者は、誠実に協議に応じるものとする。

なお、最優秀者との協議が調わなかった場合は、優秀者と契約締結に向けた協議を行う。

## 9 事業実施の準備

契約締結後、業務が円滑に開始できるようにするため、令和8年6月30日までの受注者と協力して業務全般にわたる引継ぎを行い、事業計画の作成、研修等を業務開始までに行うものとする。準備のために必要な費用は受注者の負担とする。なお、岐阜市は、受注者の事情により事業の実施ができなくなった場合でも準備に要した費用等を補償しない。

## 10 プロポーザル参加に関する留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領等の内容及び決定内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- (4) この実施要領等全ての関連資料、書類様式等については、本プロポーザルにおける提案目的以外の目的による使用、複製及び転載を禁止する。
- (5) 本プロポーザルの参加に要する費用等は、提案者の負担とする。
- (6) 本業務を委託する相手方の決定については、選定された最優秀者を対象とした岐阜市による内部手続を経た上でなされるものであって、最優秀者の選定をもって本業務を委託する相手方を決定するものではない。
- (7) 提案者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

## 11 担当課

岐阜市福祉事務所 生活福祉三課 生活困窮者支援係

〒500-8701

岐阜市司町40番地1

電話番号 058-214-2158

ファックス番号 058-265-6210

Eメールアドレス [fj-seikatsu@city.gifu.gifu.jp](mailto:fj-seikatsu@city.gifu.gifu.jp)

別紙 評価項目一覧表

項目	評価視点	評価点	換算値	配点	
支援実績	・居場所事業(青少年の自立支援・健全育成など)又は福祉に関する相談事業(対人援助業務や相談支援事業など)において、豊富な実績を有しているか。	5	×1.0	5	
事業実施能力	実施体制	・高い適性を有する人材を継続的に確保し、長期雇用につながるための体制が構築されているか。 ・業務従事者の退社、事故など、不測の事態が生じた場合の 人材確保や補充体制が構築されているか。 ・現場での指揮・命令系統と職員との連携方法が確立しているか。	5	×3.0	15
	人材育成	・人材育成を図るための研修体制が構築されているか。 ・業務従事者のコンプライアンスを確保するための方策が構築されているか。	5	×2.0	10
企画提案	事業全体	・提案者の持つノウハウ、企画力を最大限に活用し、事業の効果を高める提案がされているか。 ・プレゼンテーションにおいて、業務に対する知識や経験に裏付けされた論理的な説明が行われたか。	5	×2.0	10
	理解度・支援方法	・当該事業の趣旨、目的(段階を踏んで就労準備支援事業等へとつないでいくなど)を十分に理解しているか。 ・支援対象者の出口戦略などの考えがまとめられているか。 ・支援対象者の自立に向けた効果的な支援方法が提案されているか。	5	×5.0	25
	把握・早期発見	・支援対象者の把握及び早期発見を行うために必要な方策が提案されているか。	5	×2.0	10
	創意工夫	・独自提案によって、より一層の支援対象者の自立の促進や事務の効率化等が図られているか。	5	×2.0	10
危機管理	・セキュリティ対策、緊急時の対応、業務遂行上のトラブル対応などの危機管理対応が適正に実施される提案となっているか。	5	×1.0	5	
価格点	価格点=100×(予定価格-見積金額)/予定価格 (上限10点)			10	
合 計				100	